

第24期第5回新居浜市農業委員会総会議事録

1 会議の日時及び場所

(1) 会議の日時 令和2年11月20日(金曜日) 13:30～14:37

(2) 会議の場所 市庁舎5階 大会議室

2 会議に出欠席した委員数及び氏名等

(1) 農業委員

第2番	岡田 充	第10番	古川 一豊
第3番	藤田 幸正	第11番	高橋 征三
第4番	村上 壽一	第14番	伊藤 繁次郎
第5番	塩見 敏夫	第15番	土岐 若水
第7番	横井 直次	第16番	伊藤 慎吾
第8番	藤田 健太郎	第17番	渡邊 勝俊
第9番	宇野 賀津美	第19番	山口 三七夫

(2) 農地利用最適化推進委員

第2番	安藤 育雄	第9番	田坂 健次
第3番	加藤 宏司	第10番	眞鍋 哲哉
第4番	岩崎 紀生	第11番	竹林 義孝
第5番	小野 義尚	第12番	小泉 禮造
第6番	井下 八郎	第13番	高橋 秀実
第8番	藤田 隆	第14番	神野 鉄治

(3) 欠席委員 7人

農業委員	第1番	片上 和彦
農業委員	第6番	寺尾 俊行
農業委員	第12番	小野 春雄
農業委員	第13番	曾我部 英敏
農業委員	第18番	松木 ワカ子
推進委員	第1番	岡田 悦明
推進委員	第7番	高橋 眞次

3 会議に出席した事務局職員

事務局 長	藤 田 和 則	事務局 次長	近 藤 明 美
事務局 次長	菅 仁 司	農 政 係 長	谷 口 恭 子
主 任	篠 原 清 子	主 任	井 上 貴 清
会計年度任用職員	齊 藤 麻 里		

4 傍聴者

な し

5 議事日程

農地関係 農地法第3条、第4条、第5条申請関係等の審議について
農政関係 農地等の利用の最適化の推進に係る指針の見直しについて



13時30分開会

藤田事務局長

御起立ください。礼。御着席ください。

総会に先立ちまして、委員の出席状況を御報告いたします。

農業委員14人、推進委員12人でございます。よって、過半数に達しており、この会が成立していることを御報告いたします。それでは、会長よろしく申し上げます。

藤田会長

皆さん、こんにちは。今日は、午前中に雨が降って、午後からは晴れるという予報でしたが、今は風が吹いておりおかしな天候です。今、話題になっているコロナの感染者が非常に拡大をしていると、新居浜市に関係のある方も1人感染者が出ました。お互いに気を付けなければいけないのですが、今日は本来であれば年末の会ということで、その後、第24期の人達での意見交換会等も計画しておりましたが、コロナの感染拡大防止のために自粛をしようということで、この間まで自粛をしなくてもよかったのかなと思っていたところ、今、全国的にコロナの感染者が拡大しておるということで、特にこれから年末に向けて飲食を伴う会合について4人から5人だったら構わないとか、それ以上だったらいけないとかいろいろ言われており、その時にもマスクを付けて、口へ入れるときにはマスクを外して、それ以外はマスクをしてお

けば感染することは少ないというように言われているのですが、なかなかそういう場所では難しいのではないかなと思います。ワクチンが出来ればそういったことは解決するのですが、それまでは、お互いにかからない、うつさない、うつらないということでマスクと手洗いを励行してくださいと、これから乾燥すると非常に拡大しやすいと言われております。お互いに、とにかくうつらないように、うつさないように取り組んでいただくとそういうことにならないのではないかと、年末年始に向けて非常に厳しい状態が続くのではないかと思います。いろいろなところでご理解、ご協力をいただきまして、農業委員会活動もよろしく願いいたします。

それでは、ただいまから第5回新居浜市農業委員会総会を開会いたします。

まず、農地関係の議案につきましては、議案第1号から議案第5号までとなっております。

農政関係は「農地等の利用の最適化の推進に係る指針の見直しについて」を議題といたします。

なお、本日の議事録署名委員でございますが、会議規則第19条の規定により、会長において伊藤 繁次郎委員と土岐若水委員を指名いたします。両委員さんよろしく願いいたします。これより農地関係の議案の審議に入ります。

議案書目次をお開きください。

議案中、第1号及び第2号は決議事項、第3号から第5号は意見事項となっております。加えまして参考事項が1件ございます。1ページをご覧ください。

議案第1号「農用地利用集積計画について」を議題に供します。事務局から議案の説明をお願いします。

藤田事務局長

議案第1号につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画でございます。内容といたしましては、田1筆、面積1,156平方メートルでございます。2ページをお開きください。

申請は、151番の(1-1)さんの1件でございます。
内訳といたしましては、期間、3年4カ月利用権の種類は、
使用貸借、新規設定、となっております。

以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18
条第3項の要件である、農用地利用集積計画の内容が新居浜
市の基本構想に適合するものであること及び全部耕作要
件・常時従事要件・効率利用要件が認められること並びに対
象農地の関係権利者の同意が得られていることの各要件を
満たしております。

ご審議の程よろしくお願いいたします。

藤田会長

ありがとうございました。

以上、151番について質疑に入ります。御意見、御質問
はございませんか。

(「なし」の声あり)

藤田会長

ないようですので、原案のとおり許可相当として意見を
決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

藤田会長

御異議なしと認めます。よって、議案第1号「農用地利
用集積計画について」を原案のとおり決定させていただきます。
3ページをご覧ください。

議案第2号「農地の所有権移転について」を議題に供し
ます。事務局から議案の説明をお願いします。

井上主任

議案第2号につきましては、農地法第3条第1項の規定
による農地の所有権移転で、27番の1件でございます。

4ページをお開きください。

27番、大生院字喜来及び字喜来西ノ原、田1筆、畑3筆、
合計面積1,654㎡、譲受人は市内在住の(2-1)さん
です。譲受人は現在9反ほどの農地を家族で耕作しており、
今回、経営規模拡大を目的に、兄弟より申請地の譲渡を受け
る目的で、農地法第3条による申請が提出されました。申請
地は、農道及び水路等が整備された農地で、引き続き田及び
畑として利用される予定のため、周辺への影響についてはな

いものと思われます。なお、許可後は水稻及び季節野菜の栽培を予定しております。

以上の案件につきましては、議案書及びお手元に配布させていただいております調査書に記載のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

藤田会長

ただいまの説明に係る現地調査の結果ならびに補足説明につきましては、伊藤 慎吾委員から報告をいただきます。伊藤委員お願いします。

伊藤(慎)委員

(2-1)さんは現在も水田の方をたくさん耕作しております。弟さんの土地を譲り受けるという形で問題ありません。

藤田会長

ありがとうございました。以上、27番について質疑に入ります。御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

藤田会長

ないようですので、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

藤田会長

御異議なしと認めます。よって、議案第2号「農地の所有権移転について」を原案のとおり決定させていただきます。5ページをお開きください。

議案第3号「農地の転用について」を議題に供します。事務局から議題の説明をお願いします。

井上主任

議案第3号は、農地法第4条第1項の規定による農地転用の申請で、申請件数は1件です。6ページをお開きください。

7番、御蔵町、畑1筆、申請人は、(3-1)さん。内容は、賃貸共同住宅1棟131.39平方メートル、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断されます。以上の事案につきましては、申請書および土地改良区の意見書等の添付資料を確認し、転用行為が遂行される確実性等の一般基準についても認められるものであることを、事務局よりご報

告させていただきます。ご審議の程よろしく申し上げます。

藤田会長

ありがとうございました。以上、7番について質疑に入ります。御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

藤田会長

ないようですので、原案のとおり許可相当として意見を決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

藤田会長

御異議なしと認めます。よって、議案第3号「農地の転用について」を許可相当として県知事に意見を送付いたします。7ページをお開きください。

議案第4号「農地の転用を伴う所有権移転等について」を議題に供します。事務局から議題の説明をお願いします。

井上主任

議案第4号は、農地法第5条第1項の規定による農地転用の申請で、申請件数は7件です。8ページをお開きください。

153番、上原一丁目、畑1筆、譲受人は、(4-1)さん。内容は、自己住宅40.57平方メートル、農地区分は、用途地域であるため第3種農地であると判断され、区分は、所有権移転です。

154番、瀬戸町、畑1筆、譲受人は、(4-2)さん。内容は、自己住宅64.59平方メートル、一体利用地として、公衆用道路108平方メートルがあり、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

155番、星原町、畑1筆、譲受人は、(4-3)さん。内容は、貸露天資材置場及び貸露天駐車場、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。9ページをご覧ください。

156番、上原一丁目、田1筆、譲受人は、(4-4)さん。内容は、宅地分譲4区画、農地区分は、用途地域であるため第3種農地であると判断され、区分は、所有権移転です。

157番、又野一丁目、田1筆、譲受人は、(4-5)さん。内容は、自己住宅126.69平方メートル、農地区分

は、用途地域であるため第3種農地であると判断され、区分は、所有権移転です。

158番、又野一丁目、田1筆、譲受人は、(4-6)さん。内容は、貸露天駐車場、農地区分は、用途地域であるため第3種農地であると判断され、区分は、所有権移転です。10ページをお開きください。

159番、本郷一丁目、畑1筆、譲受人は、(4-7)さん。内容は、貸露天駐車場、一体利用地として、宅地86.00平方メートルがあり、農地区分は、用途地域であるため第3種農地であると判断され、区分は、所有権移転です。なお、関連議案として議案第5号4番があります。

以上、7件、153番から159番のいずれの事案につきましても、申請書および土地改良区の意見書等の添付資料を確認し、転用行為が遂行される確実性等の一般基準についても認められるものであることを、事務局よりご報告させていただきます。ご審議の程よろしくお願ひします。

藤田会長

ありがとうございました。以上、153番から159番について質疑に入ります。御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

藤田会長

ないようですので、原案のとおり許可相当として意見を決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

藤田会長

御異議なしと認めます。よって、議案第4号「農地の転用を伴う所有権移転等について」を許可相当として県知事に意見を送付いたします。11ページをお開きください。

議案第5号「農地転用事業計画変更について」を議題に供します。事務局から議題の説明をお願いします。

井上主任

議案第5号は、農地転用事業計画変更申請で、申請件数は1件です。12ページをお開きください。

4番、本郷一丁目、畑1筆、承継後の事業計画者は、(5-1)さん。変更内容は、承継及び事業計画の変更で、理由等については議案書に記載のとおりとなります。

なお、現況が農地であることから承継後の事業計画者からの5条申請も併せて必要となり、先ほど説明させていただきました議案第4号159番が関連議案となります。

以上の事案につきましては、変更申請書および土地改良区の意見書等の添付資料を確認し、変更事由が転用事業者の故意又は重大な過失ではなく、変更後の転用行為が遂行される確実性等の一般基準についても認められるものであることを、事務局よりご報告させていただきます。

ご審議の程よろしく申し上げます。

藤田会長

ありがとうございました。以上、4番について質疑に入ります。御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

藤田会長

ないようですので、原案のとおり許可相当として意見を決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

藤田会長

御異議なしと認めます。よって、議案第5号「農地転用事業計画変更について」を許可相当として県知事に意見を送付いたします。13ページをご覧ください。

参考事項は、農地法第18条第6項の規定による合意解約についての参考事項ですので、お目通しをお願いします。

以上をもちまして、農地関係の議案の審議がすべて終了いたしました。

コロナの関係もありますので、このままで職員の入れ替えだけで続けて行いたいと思いますがいかがでしょうか。

全委員

(「異議なし」の声あり)

藤田会長

これより農政関係の議題に入ります。本日は、ご案内しておりましたとおり、「新居浜市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針の見直しについて」を議題といたします。まず、指針の見直しについて、事務局から説明をいたさせます。

近藤事務次長

新居浜市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」(案)の資料をご覧ください。前回11月5日

の総会でのご意見を基に、再度見直しました部分が青字の部分です。3ページをご覧ください。①「人・農地プラン」実質化に向けてのところに、「また、イノシシなどの有害鳥獣被害対策について、地域での対応を考える。」と追加しました。③農地の利用調整と利用権設定についてのところに、「農地中間管理機構による簡易な基盤整備事業及び市単独の基盤整備事業の活用」と追加しました。なお、目標の数字に関しましては、農業従事者の高齢化、担い手不足等現状維持も困難な状況を考慮し、あまり高い目標ではなくこのままの目標で案としました。前回ご質問のありました青年就農給付金を5年間受けた人の状況ですが、交付期間が終了した人が2人いまして、1人は認定農業者になり、1人は認定農業者にはなっていませんが、農業を続けているということです。ご審議よろしくお願いいたします。

藤田会長

ただいま事務局から説明がありましたが、ご意見、ご質問等ございませんか。

(「なし」の声あり)

藤田会長

それでは新居浜市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針の見直しについて、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

藤田会長

御異議なしと認めます。よって、新居浜市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針についての見直しを原案のとおり決定させていただきます。

次にその他「令和3年行事予定について」事務局から説明をお願いします。

谷口農政係長

令和3年総会日程について説明いたします。令和3年総会日程表(案)をご覧ください。

令和3年1年間の総会の開催日、開催場所の予定でございませぬ。毎月の総会が5日で、5日が休日の場合は、後ろにずれております。また、場所については、市庁舎

5階大会議室を予定しておりますが、選挙等の関係で変更になる場合もございます。12月は転用の許可日の関係で、12月5日ではなく11月19日に開催予定となっております。また、3月は、年度末ということで、5日以外に3月19日も予定しております。3月19日と11月19日の総会は、例年ですと総会の後、懇親会を開催しておりますが、コロナ禍にありますので、その時の状態により判断したいと思います。

場所の変更等ある場合には、総会の案内文の中でお知らせしますので、よろしく願いいたします。それと併せて、もう一枚農地法第3・4・5条申請締切日という一覧をお配りしております。こちらが、総会に合わせた申請等の締切日となっておりますので、またご覧ください。以上です。

藤田会長

令和3年の農業委員会における会の開催予定に関しまして何かご質問がございましたら、よろしく願いいたします。今、説明にありましたように原則的にこの案で進めるわけですが、会場等の変更があれば事前に皆様に連絡を差し上げます。

ご質問がないようですので、次に「農地基本台帳調査について」事務局から説明をお願いします。

近藤事務局次長

資料の1枚目、資料1「令和2年度新居浜市農業委員会農地基本台帳調査について委員用」をご覧ください。

調査要領の1 対象者についてですが、(1)新居浜市に住所を有する人、(2)年齢20歳以上の人(平成13年1月1日までに生まれた人)、(3)台帳に10アール以上登載のある人、この条件に該当する人となります。令和3年1月1日現在の状況で調査を実施します。

2、登録申請書は、資料3が様式、資料4が記入例です。令和2年12月1日現在の状況を打ち出す予定としています。12月上旬に、事務局から委員さんのご自宅へお届けする予定です。

調査していただく調査区は、資料5に「調査区域一覧表」を添付しております。変更がありましたら事務局までお知らせください。

次に、3提出期限等についても例年のとおり、令和3年2月5日金曜日の総会とさせていただきたいと考えております。調査の方法としては、申請書をお渡しいただき、聞き取りや記入いただいた後回収いただくことです。昨年の調査結果もあらかじめ打ち出されておりますので、変更のある部分を訂正していただくことが調査の基本となります。印鑑については、絶対ではありませんが、当家が確認したしるしとして、できれば押してもらってください。

申請書様式についてですが、昨年、「全国農地ナビ」のシステムに移行するため変更予定と申し上げておりましたが、まだ完全に移行できておりませんので、申し訳ありませんが、今年も昨年同様の申請書の様式で、調査していただきますようお願いいたします。

申請書の記入例については調査中に質問等があった場合にお使いいただくもので、配布いただくものではございません。

次に、資料2「令和2年度農地基本台帳調査について（お願い）」をご覧ください。これは、郵送の方に同封している書き方の説明です。申請書と合わせてご覧ください。

具体的な項目についてですが、1の「台帳登載面積」の欄に記載されている面積は、調査票を打ち出しました時に農地台帳に記載されている耕作面積です。所有については、令和2年1月1日の固定資産税課のデータが基本ですので、今年中の相続などで相違がある場合があります。変更がある場合には面積の修正をお願いします。また、令和2年中に所有権移転や転用等で、面積に増減があったもので、事務局において把握しているものにつ

いては、面積は更新しております。

経営意向については該当するものに○を付けていただきます。農業専業でやりたい・農業中心でやりたい・兼業中心でやりたい・農業をやめたいの所です。はっきりとわからないという回答もあろうかと思いますが、おおよそでも最も近いものをお答えいただくようお願いください。

5年後の状況について、①そのまま自分が耕作、②自分以外の親族が耕作、③②以外の農業者が耕作、④後継者のメドがついていないのどれかに○を付けてください。

分からないという農家の方は④になると思います。

なお、この項目は、昨年度に追加しましたが、「人・農地プラン」の実質化のため、アンケート結果を、今後の地域での話し合いの資料とするための項目になります。

なお、この申請書で、項目に当てはまらないことがあれば、申請書の空いたところに書き込んでいただいても問題ありません。

2世帯員の構成及び就業状況については、変更があれば訂正してください。続柄は、登録申請書の世帯主からみた続柄です。住民票上の続柄とは異なる場合があります。

世帯員を取消する場合は、取り消す人の欄に線を引き、下の余白に取消理由を記入してください。追加者がいる場合は、手書きで世帯員の欄に追加する人の名前、続柄、生年月日、性別、耕作従事日数、従事程度を記入します。追加する場合、お名前生年月日等が間違っていると、本人の特定ができませんので特にご注意ください。また追加者が別の農地台帳に記載されている場合は、同一台帳になりませんのでご了承いただきたいと思います。追加できるのは市内に在住する人で住民票のある人だけです。

「耕作従事日数」およその日数と農業従事程度を確認し、修正してください。

3は主な農機具と農用施設の保有状況です。特に農用施設については、広さが判らない場合も多いと思いますので、

はっきりとした数値が判らない場合は約何坪等でも結構です。

4は販売収入についてですので該当のない方は記入無しです。また売上順をお聞きするもので多いものから、1・2・3と順番を記入してください。

5、6は農地の売買・貸し借りの希望調査ですので、希望のない方は意向なしに○を付けていただくようになります。

希望については、具体的な土地がお分かりの場合はその情報をお書きいただき、そうでない方は意向のみでも結構です。

6の貸付け等の希望の土地の所在等の欄は、詳しい地番が分からなくても、何町の農地全部とか、所有している農地のうちのどこと特定できれば、今後の意向「貸したい」、公表の同意「同意する」に○のあるもののみ、新居浜市の農業委員会のホームページで公開しております。農地を借りたいというお問い合わせも年間数件ありますが、「貸したい」に○があっても「同意する」に○がない農地については、紹介できませんので、公表の同意も併せて確認をお願いします。

なお、昨年の調査で「表札がないため住所が特定できない」「調査拒否された」「高齢の為調査に対応できない」等の理由で事務局から郵送で調査を行った方については、本年度も郵送で対応したいと思います。他に郵送にしたほうが良い方などありましたら、ご連絡ください。

資料1にお戻りください。5調査の注意点ですが、この調査は新居浜市農業委員会の独自のもので、特に個人情報に関することですので、慎重にお取扱いただきますようお願いいたします。この調査を拒否されても農地基本台帳から抹消されることはありません。

ただし、今後、農地ナビや中間管理機構の関係もありますことから、できればご協力いただけるようお伝えいた

けたらと思います。また申請人に記載内容を十分に確認いただいた上で、ご提出くださいますよう重ねてお願い申し上げます。

あわせて調査時に使用するための「不在連絡票」が資料6です。申請書と一緒に、白紙を10枚くらいお渡ししていますが、個別に要望があれば、事務局までご連絡ください。最後に申請書の仕分けですが、今年の振り分けで大まかには対応できると考えておりますが、「船木」「大生院」「萩生」の3地区では、新規の方など分かりにくい人についてはご相談させていただくと思いますのでよろしく願いいたします。委員の皆様には年末年始のお忙しい時期とは思いますが、例年の法定調査でございますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

以上をもちまして農地基本台帳調査についての説明を終わらせていただきます。

藤田会長

農地基本台帳調査について、何かご質問がございましたら、よろしくお願いいたします。はい、岡田委員。

岡田委員

5年後の状況についてということで、次の当てはまるものに○印を付けるとあるのですが、農地を持っているがここだけは作っているが、その他は人に作ってもらっているという場合はどうしたらいいのですか。

近藤事務局次長

横の欄外にそういうことを書いておいてもらって○を付けてもらったと思います。

藤田会長

人に作ってもらう中で利用権を設定していなければ、この申請書の面積の中に出ますから、利用権の届け出をすれば、所有の面積から減っていますから、今言われるようにこの農地は貸している、これはというようなことになる可能性があります。農地が分かれば詳しく書いていただけたらと思います。はい、藤田（健）委員。

藤田（健）委員

一番トラブルが多いのは印鑑です。今の流れでサインだけでは駄目なのですか。

近藤事務局次長

別にサインでも、確認したという印で大丈夫です。

藤田（健）委員 本人に姓だけサインをしてもらって、印鑑をお願いしますといっても、目の前にいたらサインで終わらすと、構いませんか。

近藤事務局次長 それとか、サインもどうしても嫌だという方はそれでもいいです。

藤田（健）委員 サインは貰います。

藤田会長 今回、新しい委員さんは初めてでございますので、いろいろ不明な点とかあろうと思います。近くの委員さんにお尋ねしたり、事務局で相談していただいても結構ですし、今説明した区域別などについてもいろいろできますので、全てこの通りというのではございませんので、そういった中で調査していただきたいと思います。

藤田会長 他にご質問等はございませんか。

（「なし」の声あり）

藤田会長 ありがとうございます。ここで、事務局から連絡事項があります。事務局お願いします。

谷口農政係長 遊休農地の利用意向調査について説明させていただきます。11月5日の総会で説明いたしました利用意向調査について、提出期限を令和3年1月29日として、11月27日付けで対象者に発送予定としております。送付書類としましては、お手元にお配りしております4枚の書類になります。まず、調査についてのお願い文書、これには、どこの農地か、いつ調査したのか、この書類の提出期限はいつなのかを記載しております。次に、参考として、農地中間管理機構についての説明文、3枚目が、記入して農業委員会へ返していただく調査票です。農地の利用の意向の選択肢として、①から④までありますので、該当する番号を調査票の面積の右側の欄に記入していただきます。また、④で、農業委員会によるあっせんを希望する場合には、次の4枚目のあっせん依頼書に記入していただき、HPに掲載するなどして借り手を探すこととなります。以上、4枚の用紙に返信用封筒を同封して送付します。

対象者については、それぞれお配りしております一覧のとおりです。先ほど説明しました農地基本台帳調査の際等に意向調査について問い合わせがあるかもしれません。その際には、わかる範囲でお答えいただけたらと思います。よろしくお願いいたします。

藤田会長 事務局からの説明で質問等はございませんか。はい、横井委員。

横井委員 ここへ送るのですか。

谷口農政係長 一覧をお渡ししていますのが対象になるのですが、中に死亡されている方とかいると思うのですが、それはこちらで配偶者、お子様、相続人の方を調べてお送りするようになると思います。

藤田会長 はい、高橋（秀）委員。

高橋（秀）委員 相続人が何名も居る、まだ、相続が出来ていない場合はどうするのですか。

藤田会長 そういった場合は、代表とか納税代表者とかそういった方を資産税課でも申告をされていますから、どうしてもいけない場合は、どこにも出せないと、いろいろ相続の関係の権利が変わりますのでそういうこともありますので、ここは難しいのではないかというようなことでもお分かりであれば事務局の方へご一報いただけたらありがたいです。

高橋（秀）委員 県外にも出すのですか。

谷口農政係長 県外、市外にも出しております。

藤田会長 なかなか返納したりして、世代交代してくれれば耕作放棄とかもないのですが、なかなか連絡がつかないというか、向こうからの応答もないというのも結構ございまして、地域の皆様方も心配されているということも多いのです。少しでも少なくするために事務局も頑張っておりますので、いろんな点お分かりであれば、お知らせをいただければありがたいと思います。はい、土岐委員。

土岐委員 私の地区では、ここ1年間くらいで、耕作の中心になっていた方が亡くなられてまして、その内の1人は新居浜市内に在

住の方が相続という形になったようなのですが、こういう場合は相続人をこの表に書いといて構わないですか。

藤田会長

その方であれば、まずそちらの方へ連絡するということがございます。はい、安藤委員。

安藤委員

あっせん依頼の中で希望貸付料とあるのですが、新居浜の場合の相場は幾らくらいですか。

藤田会長

後で資料を渡します。他にございませんか。

以上をもちまして、令和2年第5回新居浜市農業委員会総会を閉会いたします。御協力ありがとうございました。

藤田事務局長

御起立ください。礼。ありがとうございました。



新居浜市農業委員会会議規則第19条第2項の規定によりここに署名する。

新居浜市農業委員会総会

会 長

委 員

委 員